

議案参考資料

[令和4年第2回定例会(6月)]

[担当課(室)係]

税務課 資産税担当

議案名

報告第4号 専決処分(桐生市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正)の承認を求めるについて

趣旨・目的

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、桐生市地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例についても所要の改正を行う必要が生じましたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでしたので、令和4年3月31日に専決処分をもって措置したものです。

概要

1 適用期限を令和4年3月31日から令和6年3月31日に2年間延長します。

※ 本条例において、固定資産税の不均一課税を実施しています。

※ 事業者が本特例措置を受けるためには県知事から「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」の認定を受けることが必要ですが、当該認定期間が2年間(令和6年3月31日まで)延長されたため、特例措置の適用期間の延長を行います。

2 整備計画の認定から事業の用に供するまでの期限を2年から3年に1年間延長します。

(施行期日：令和4年4月1日)

背景・経過

現下の経済社会情勢等を踏まえ、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令が一部改正され、令和4年4月1日に施行されました。